

平成27年2月定例会 経済委員会（事前）

平成27年2月9日（月）

〔委員会の概要 農林水産部関係〕

喜多委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（11時18分）

これより農林水産部関係の調査を行います。

この際、御報告いたします。

去る5日の議会運営委員会において、提出予定議案のうち、議案第63号・平成26年度徳島県一般会計補正予算（第7号）については、本日の委員会で十分審査し、開会日には委員会付託を省略して議決することと決定いたしておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、農林水産部関係の2月定例会提出予定議案について、理事者側から説明願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案】（資料①②）

- 議案第1号 平成27年度徳島県一般会計予算
- 議案第9号 平成27年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計予算
- 議案第10号 平成27年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計予算
- 議案第11号 平成27年度徳島県県有林県行造林事業特別会計予算
- 議案第12号 平成27年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計予算
- 議案第15号 平成27年度徳島県港湾等整備事業特別会計予算
- 議案第45号 徳島県森林整備加速化・林業飛躍基金条例の一部改正について
- 議案第56号 平成26年度県営土地改良事業費に対する受益市町負担金の追加について
- 議案第63号 平成26年度徳島県一般会計補正予算（第7号）

【報告事項】

- 県西部の大雪（12月5日）による農林業被害状況及び対策について（資料③）
- 農林漁業用軽油引取税の免税措置の延長について
- 徳島県有機農業推進計画（第2期）（案）について（資料④⑤）
- フランス向け「温州みかん」の輸出中止について（資料⑥）

小谷農林水産部長

まず初めに、去る2月6日に発生した地震に係る農林水産部関係の対応状況について、御報告いたします。

地震発生直後、牟岐町の漁業用牟岐無線局から沿岸域で操業中の漁船に対して、県南部で大規模な地震の発生及び津波に対する警戒について送信するとともに、その後も地震の

震源地、規模などの関連情報について提供いたしました。

また、震度の大きかった県南部の農林水産総合技術支援センター水産研究課美波庁舎、栽培漁業センターなどの県有施設について、被害調査を実施するとともに、農業協同組合、漁業協同組合など関係団体に対し、聞き取り及び現地調査を行った結果、いずれも甚大な被害がなかったことを確認いたしました。

その後、2月8日午前10時25分までの間、余震などに対応するため、職員を待機させ警戒に当たっていたところであります。

現在までに、新たな被害等の発生は確認されておりません。

引き続き、関係機関と緊密に連携を図り、余震に警戒してまいります。

続きまして、今回の農林水産部関係の提出予定案件である平成27年度当初予算案、条例案、受益市町負担金並びに平成26年度補正予算案について説明させていただきます。

お手元に配付の経済委員会説明資料の1ページをお開きください。

平成27年度農林水産部主要施策の概要についてでございます。

農林水産業を取り巻く状況は、予断を許さないTPP交渉、従事者の高齢化、燃油などをはじめとした生産資材などの生産コストの上昇などへの対応が急務となっております。これまでも、もうかる農林水産業の実現を図るため、とくしまブランド戦略や次世代林業プロジェクト等に基づき、野菜・県産材の増産や海外輸出の展開など各種施策を戦略的に推進してきたところであり、従前からの課題解決に向け、取組を更に進めていく必要があります。

このような状況の中、平成27年度においては、農林水産業を将来にわたり魅力ある産業として発展させるとともに、TPP・EPAへの対応と徳島版の地方創生の具現化を図るため、農林水産業の成長産業化と人口減少社会等における農山漁村の「美力」の創出に重点を置き、各種施策の推進にしっかりと取り組んでまいります。

まず、1の競争力のある力強い農業の実現についてであります。

(1) 食料供給機能の強化による食料自給率の向上、また(2) 安全で安心な食料の安定的な供給については、ブランド製品の産地育成や、水田の有効活用を図る観点から、飼料用米や米粉用米などの新規需要米の作付け拡大を進めるとともに、生産履歴管理制度を活用し、GAP（農業生産工程管理）制度を推進するなど、安全・安心な食料の生産供給を進めてまいります。

また、(3) 食育や(4) 地産地消についても推進を図ってまいります。

(5) 活力ある農業の振興については、耕畜連携による飼料用米の流通体制の整備や農畜産物の増産及び産地育成を進めるとともに、経営安定対策等により、きめ細やかな支援に取り組んでまいります。

2ページをお開きください。

(6) 優良な生産基盤の整備及び保全等については、とくしまブランドを効率的かつ安定的に生産するため、農地、農道、用排水路等の農業生産基盤の整備を促進します。

また、農地中間管理機構を活用し、地域農業の担い手への農地集積を促進してまいります。

また、（7）環境に配慮した農業の推進についても取り組んでまいります。

2の次世代林業の展開であります。

（1）林業及び木材産業の振興については、次世代林業プロジェクトを展開し、先進林業機械と林内路網の組合せによる県産材の生産拡大や加工・流通体制の強化を進めるとともに、徳島県県産材利用促進条例の趣旨に沿って、消費拡大や新用途開発、県外・海外への販路拡大を図ってまいります。

また、（2）優良な生産基盤の整備及び保全等、（3）環境に配慮した林業を推進については、生産活動に必要な路網の整備等を進めるとともに、徳島県豊かな森林を守る条例に基づき、とくしま県版保安林の指定・管理等に取り組んでまいります。

3の活力ある水産業の再生では、（1）水産業の振興についてであります。

まず、資源管理型漁業や栽培漁業の推進を図るとともに、海藻類の増産に加え、新たに構築した鳴門わかめ認証制度の浸透・拡大により、県産水産物の供給力の増強や販路拡大に取り組んでまいります。

3ページを御覧ください。

また、水産業においては、（2）優良な生産基盤の整備及び保全等、（3）環境に配慮した水産業の推進の取組を行ってまいります。

4の新成長ビジネスの展開では、（1）とくしまブランドの創出については、とくしまブランドの将来にわたる発展を図るため、オール徳島で新たな時代に挑戦を基本コンセプトに新たなブランド戦略を構築し、代表品目における個別の課題解決の戦略の策定及び取組の支援を行うとともに、次世代施設園芸の普及、集出荷施設の再編強化による産地強化の取組及びとくしまブランド協力店、SNSによる情報発信など生産から流通・販売に至る一体的な取組を進めてまいります。

（2）農工商連携・6次産業化の促進については、県産農林水産物の消費拡大や新たな需要を創出するため、生産者と流通関係事業者、食品加工事業者等と地域との連携による6次産業化や農工商連携に向けた取組を支援し、大都市圏への販路拡大を支援してまいります。また、平成28年度にも生物資源産業学部（仮称）創設が見込まれる徳島大学をはじめとする教育・研究機関や企業等との連携により、6次産業化の促進を図ってまいります。

（3）海外への販路の拡大については、とくしま農林水産物等海外輸出戦略に基づき、輸出目標に掲げる香港やシンガポールなどを対象として、輸出の拡大を図るため、マーケティングやプロモーション活動を推進してまいります。

（4）新たな技術の開発及び普及については、農林水産総合技術支援センターを核として、大学や企業等との連携により、新品種や新技術の開発に取り組むとともに、速やかに生産現場への普及を図ってまいります。

5の次代を担う人材の育成では、（1）農業の担い手育成及び確保について、4ページをお開きください。

（2）林業の担い手の育成及び確保、（3）水産業の担い手の育成及び確保については、本県の農林水産業の維持発展を図るため、インターンシップの充実、アグリビジネススクールや様々な就業給付金制度の活用、さらには意欲ある林業従事者への支援の強化など、

また、漁業人材育成プログラムの実施によりまして生産技術のみならず経営能力に優れた次代を担う新たな人材の育成に取り組んでまいります。

その他、（４）農林水産関係団体の組織強化と指導の実施、（５）農山漁村の人権啓発の推進等を図ってまいります。

６の豊かな農山漁村の創造では、（１）地球環境の保全への貢献については、再生可能エネルギーの有効活用を図るため、小水力、太陽光などの発電施設の導入やバイオマスの有効利用の検討・促進を図ってまいります。

また、（２）魅力ある農山漁村づくり、（３）中山間地域等への支援、（４）農山漁村と都市との交流促進については、豊かな環境や景観に配慮しつつ、生産基盤と生活環境基盤を一体的に整備し、快適な生活環境づくりを推進するとともに、農山漁村の仕事・暮らしの体験や滞在施設の整備支援により、都市との交流を促進し、魅力あふれる農山漁村づくりを推進してまいります。

５ページをお開きください。

（５）鳥獣による被害の防止については、野生鳥獣被害対策を効果的に進めるため、侵入防止柵の整備やICTを活用した捕獲檻の導入、並びに鳥獣被害対策強化月間における集中的な被害対策の実施など地域の取組を支援するとともに、被害対策を担う人材やモデル集落の育成、捕獲したシカなどを食肉として利活用する取組を推進してまいります。

また、（６）県民等の農林水産業への参画、（７）多様な主体の協働による農山漁村の保全活動については、農山漁村地域の保全・活性化を図るため、企業・大学等や地域住民との協働活動を促進するとともに、県民総ぐるみの森づくりを推進してまいります。

７の災害に強い農林水産業の確立では、（１）南海トラフ・直下型地震への対応、（２）自然災害への対応として、海岸保全施設や老朽ため池等の整備などはもとより、大災害からの早期復旧を行うため、津波浸水被害関連などの防災・減災関連の重点エリアにおける地籍調査を一層促進するとともに、新たに漁業版BCPの策定や漁業用無線によるネットワーク体制の構築を図ってまいります。

（３）家畜伝染病防疫体制の強化については、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病発生リスクが高まっていることから、発生予防・まん延防止に向けた危機管理体制の強化を図ってまいります。

続きまして、提出予定案件について御説明申し上げます。

６ページをお開きください。

平成27年度当初予算案でございます。

歳入・歳出予算の総括表でございますが、一般会計の当初予算額につきましては、平成27年度当初予算額最下段の計欄に記載のとおり、総額209億7,974万8,000円であります。今予算につきましては、経済雇用対策を含みながら義務的経費を中心とする骨格予算として編成しております。前年度当初予算と比較いたしますと、率にして65.7%となっております。財源内訳につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

７ページを御覧ください。

特別会計であります。

平成27年度当初予算額最下段の合計欄に記載のとおり、総額4億4,100万円で、前年度当初予算と比較いたしますと、109.5%となっております。

財源内訳につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

8ページをお開きください。

課別主要事項でございます。

事業の内訳につきまして、それぞれ主なものを御説明させていただきます。

農林水産政策課の一般会計でございますが、2段目の農作物対策費につきまして、摘要欄①の水田農業経営対策費のア、飼料用米増産・需給マッチング確立事業、またイ、徳島の地酒を育む新たな酒米産地育成事業、ウの新たな徳島米需要拡大支援事業では、特色ある米作りによる水田農業の活性化を図るため、飼料用米増産に向けた地域内での耕畜連携強化に取り組む経費や、新たな酒米産地育成に向けた経費など、8,258万円をお願いしております。

9ページ1段目の農地調整費につきまして、摘要欄①農地保有合理化促進費のア、農業構造改革支援基金積立金、イの規模拡大による「もうかる農業」サポート事業では、農地中間管理機構の業務及び担い手への農地集積を促進し、農業経営の安定を図る経費など、3億6,844万8,000円をお願いしております。

以上、農林水産政策課合計で、最下段に記載のとおり、12億5,440万4,000円をお願いしております。

10ページをお開きください。

特別会計でございます。

1段目の農業改良資金貸付金特別会計では2,742万2,000円を、2段目の林業改善資金貸付金特別会計では1億242万7,000円を、3段目の沿岸漁業改善資金貸付金特別会計では8,110万2,000円を、それぞれお願いしており、農林水産政策課合計で、最下段に記載のとおり、2億1,095万1,000円をお願いしております。

11ページを御覧ください。

もうかるブランド推進課でございます。

2段目の園芸振興費につきまして、摘要欄①園芸振興指導費のウ、徳島から発信！

「ハラール」展開事業では、ハラール先進県として、セミナーの開催、マレーシアでのテスト販売、シカ肉の流通促進など、総合的なハラール対策に取り組んでまいります。エの徳島6次産業化ネットワーク活動交付金事業では、6次産業化を促進し、本県農林水産業の活性化を図るため、生産から消費までをつなぐ連携のコーディネートや地域資源を活用した商品づくりを行う経費をお願いいたしております。

摘要欄②新鮮とくしまブランド戦略対策費のア、挑戦する「とくしまブランド戦略」事業では、本県を代表する品目について、個別戦略による課題解決の取組を支援するとともに、園芸産地の強化対策と地域ブランドの創出を図るための野菜増産の加速化、新生産流通システムの構築などを図ります。ウ「新鮮なっ！とくしま」号展開事業では、「新鮮なっ！とくしま」号の機動力を発揮して、共通コンセプト「vs東京」による首都圏展開や県内外の量販店・イベント会場での効果的な情報発信に必要な経費などをそれぞれお願いいたし

ております。

以上、もうかるブランド推進課合計で、最下段に記載のとおり、5億813万7,000円をお願いしております。

12ページ、畜産課でございます。

上から3段目の畜産振興費につきまして、摘要欄⑤乳用牛改良対策費のア、第14回全日本ホルスタイン共進会参加事業では、本県を代表する乳牛を北海道で開催されます全日本ホルスタイン共進会へ参加させるための経費など、（目）畜産振興費計といたしまして、5,520万4,000円をお願いしております。

以上、畜産課合計で、13ページ最下段に記載のとおり、5億1,261万5,000円をお願いしております。

14ページ、水産課でございます。

2段目の水産業振興費につきまして、摘要欄①漁業経営構造改善事業費のア、海上防災通信ネットワークシステム整備事業では、新たに発災時の迅速・確実な通信体制の確保を図るため、漁業用無線による防災通信ネットワークシステムの整備を進めてまいります。

また、摘要欄④浅海内水面増殖対策費のア、内水面カワウ対策推進事業では、カワウによる内水面漁業への被害対策の推進に要する経費など、（目）水産業振興費計といたしまして、2億7,026万6,000円をお願いしております。

15ページ4段目の漁港建設費につきまして、漁港における津波対策や護岸整備などの公共事業に要する経費として、4億5,660万2,000円をお願いしております。

以上、水産課合計で、最下段に記載のとおり、14億7,389万円をお願いしております。

16ページをお開きください。

農林水産技術支援本部でございます。

1段目の農業総務費につきまして、摘要欄③就業機会創出支援費のア、農業ビジネス・エキスパート育成推進事業では、新たに農業のビジネス化に精通する人材を育成するための取組に要する経費を、イの新規就農総合支援事業では、新規就農者の育成・確保を図る青年就農給付金に要する経費など、それぞれお願いいたしております。

17ページ8段目の水産研究費につきまして、摘要欄⑤水産研究課美波庁舎整備事業費ア、水産研究課美波庁舎機能強化事業では、農林水産総合技術支援センター水産研究課美波庁舎の研究及び防災・減災の拠点としての機能強化を図るため、本館の耐震化及び作業棟の改築に要する経費など、（目）水産研究費計といたしまして、2億6,298万6,000円をお願いしております。

以上、農林水産技術支援本部合計で、最下段に記載のとおり、33億5,436万7,000円をお願いしております。

18ページをお開きください。

農村振興課でございますが、1段目の農業総務費につきまして、摘要欄②農作物鳥獣被害防止対策費のイ、鳥獣被害予防対策等推進事業及び、ウの「阿波地美栄」等地域資源化促進事業において、鳥獣被害の予防対策などを進める地域の取組の支援に要する経費、また、ハラールにも対応した、県産獣肉の供給体制の構築などを図ってまいります。

摘要欄③農村振興対策費のア，すてきな農山漁村（むら）づくりプロジェクト事業及びイの農山漁村（むら）の仕事・暮らし体験支援事業において，地域住民が目指す「美力」ある農山漁村づくりの実現に向けた取組を支援する経費や，都市の意欲ある人材をとくしまの農山漁村へ呼び込み，定住や就農へつなげるための取組に要する経費など，（目）農業総務費計といたしまして，2億3,217万1,000円をお願いしております。

19ページ2段目の農地調整費につきまして，摘要欄①地籍調査費では，津波災害や山地災害などの防災関連エリアを重点的に実施していく地籍調査に要する経費として，10億円をお願いしております。

以上，農村振興課合計で，最下段に記載のとおり，20億6,556万3,000円をお願いしております。

20ページをお開きください。

農業基盤課でございますが，3段目の土地改良費につきましては，摘要欄に記載のとおり農業生産基盤整備等に要する経費として，14億6,345万3,000円をお願いしております。

また，21ページ1段目の農地防災事業費につきましては，農地の保全や災害を未然に防止するための経費など，8億5,888万2,000円をお願いしております。

以上，農業基盤課合計で，最下段に記載のとおり37億9,595万8,000円をお願いしております。

22ページを御覧ください。

林業戦略課の一般会計でございますが，1段目の林業総務費につきまして，摘要欄⑧の森林整備加速化・林業飛躍事業費では，県産材の増産や需要拡大の推進に要する経費など，（目）林業総務費計といたしまして，9億4,205万円をお願いしております。

23ページ2段目の造林費につきまして，摘要欄③の森林環境保全整備事業費では，造林や間伐などを行う公共事業に要する経費を，摘要欄⑦のとくしま豊かな森づくり推進事業費及び⑧の県有林化等推進事業費では，徳島県豊かな森林を守る条例に基づき，県や市町村による重要な森林の取得に要する経費など，（目）造林費計といたしまして，9億7,594万6,000円をお願いしております。

以上，林業戦略課合計で，最下段に記載のとおり，46億3,829万2,000円をお願いしております。

24ページを御覧ください。

特別会計でございますが，1段目の県有林県行造林事業特別会計に2億2,996万8,000円を，2段目の港湾等整備事業特別会計に8万1,000円をそれぞれお願いしており，林業戦略課合計で，最下段に記載のとおり，2億3,004万9,000円をお願いしております。

25ページを御覧ください。

森林整備課でございますが，1段目の林業総務費につきましては，摘要欄②林業諸費のア「森林（もり）の番人」を活用した森林の監視・情報収集事業では，地域に根ざした森林（もり）の番人による，森林の公的管理を推進するための経費など，（目）林業総務費計といたしまして，6,002万6,000円をお願いしております。

3段目の林道費につきましては，森林の適切な整備と，効率的な林業経営の基盤となる

路網整備などの公共事業に要する経費として、9億8,363万7,000円をお願いしております。

4段目の治山費では、荒廃山地の復旧や、山地災害を未然に防止するための公共事業に要する経費として、13億310万3,000円をお願いしております。

26ページをお開きください。

森林整備課合計で、最下段に記載のとおり、33億7,652万2,000円をお願いしております。

27ページを御覧ください。

債務負担行為についてでございます。

1段目は、農林水産政策課所管の公益財団法人徳島県農業開発公社の損失補償契約について、2段目は、農林水産技術支援本部所管の水産研究課美波庁舎機能強化事業工事請負契約について、3段目からの3事項につきましては、農業基盤課所管の工事請負契約について、28ページは、林業戦略課所管の公益社団法人徳島森林づくり推進機構の損失補償契約について、それぞれ債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

29ページを御覧ください。

その他の議案等について、御説明させていただきます。

(1) 条例案といたしまして、林業戦略課が所管する徳島県森林整備加速化・林業飛躍基金条例の一部を改正する条例についてでございます。これは国におきまして、森林整備加速化・林業再生事業費補助金及び森林整備加速化・林業再生整備費補助金に係る事業の実施期限が廃止され、引き続き、基金を活用した事業の実施が可能となったことから、所要の整理を行うもので、公布の日からの施行をお願いしております。

次に、(2) 受益市町負担金といたしまして、農業基盤課が所管する平成26年度県営土地改良事業費に対する受益市町負担金の追加でございますが、さきの9月定例会において議決をいただいておりますものに加え、新たに必要となった事業について、阿南市及び三好市に負担をお願いするものでございます。

続きまして、先議でお願いしております平成26年度補正予算案について、御説明させていただきます。

経済委員会説明資料（その2）の1ページをお開きください。

一般会計歳入歳出予算の総括表でございます。

補正予算の総額は、最下段の計欄に記載のとおり、34億8,631万5,000円の増額をお願いするもので、補正後の予算総額は、365億3,184万2,000円となっております。補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

2ページをお開きください。

特別会計につきましては、補正はございません。

3ページを御覧ください。

課別主要事項でございます。

農林水産政策課でございますが、3ページ1段目の農業総務費につきまして、摘要欄①農林水産業再建特別支援事業費、アの地域農林水産業再建特別支援事業及びイの産地重要

種苗緊急導入事業では、昨年12月の豪雪による被害を受けた農林業者に対し、施設・機械の取得や、被災した地域作物の種苗導入を支援する経費として、4,400万円の増額をお願いしております。

また、6段目の農地調整費につきまして、摘要欄①農地保有合理化促進費のア、農業構造改革支援基金積立金では、農地中間管理機構を通じ、担い手への農地集積の促進を図るため交付する協力金に要する経費として、1億1,650万3,000円の増額をお願いしており、農林水産政策課合計といたしましては、最下段の補正額の欄に記載のとおり、1億6,050万3,000円をお願いしております。

4ページをお開きください。

もうかるブランド推進課でございますが、2段目の園芸振興費につきまして、摘要欄①農業生産総合対策等事業費のア、野菜集出荷施設再編整備事業では、国の交付金を活用し、JAにおける集出荷施設の再編整備に要する経費として、2億3,850万円の増額をお願いしております。

5ページを御覧ください。

水産課でございますが、7段目の漁港建設費につきまして、摘要欄①広域漁港整備事業費、②水産物供給基盤機能保全事業費では、国の緊急経済対策に呼応し、漁港の耐震診断や防波堤・耐震岸壁の整備に要する経費として、3億5,926万円の増額をお願いしております。

6ページをお開きください。

農林水産技術支援本部でございますが、1段目の農業総務費につきまして、摘要欄①就業機会創出支援費のア、新規就農総合支援事業では、新規就農者の育成・確保を図る青年就農給付金に要する経費として、1億7,212万5,000円の増額をお願いしております。

8ページをお開きください。

農業基盤課でございますが、上から3段目の（目）土地改良費につきましては、農業・生産基盤整備に要する経費として、9,742万5,000円の増額を、また、4段目の（目）農地防災事業費につきましては、農地の保全や災害の未然防止に要する経費として、1億6,877万6,000円の増額をお願いしており、農業基盤課合計といたしましては、最下段の補正額の欄に記載のとおり、2億6,620万1,000円の増額をお願いしております。

9ページを御覧ください。

林業戦略課でございますが、上から1段目の（目）林業総務費につきましては、摘要欄①森林整備加速化・林業飛躍事業費では、川上での生産体制の確立と加工流通施設の整備に加え、川下での木材需要拡大に向けた木造公共施設への支援など、一体的で総合的な取組を支援するための経費として、17億1,038万5,000円の増額をお願いしております。

4段目の（目）造林費につきましては、摘要欄①森林環境保全整備事業費では、間伐や植林などの森林整備を支援する経費を、また、摘要欄②県単独林業生産等支援事業費では、昨年12月の豪雪による被害で発生した被害木を伐採し、有効活用するための経費をお願いしており、（目）造林費計といたしまして、1億1,100万円の増額をお願いしております。

林業戦略課合計といたしましては、最下段の補正額の欄に記載のとおり、18億2,138万

5,000円の増額をお願いしております。

10ページをお開きください。

森林整備課でございますが、上から3段目の（目）林道費につきましては、摘要欄①森林基盤整備事業費において、森林の適切な整備と、効率的な林業経営の基礎となる路網整備に要する経費として2,100万円の増額を、4段目の（目）治山費につきましては、摘要欄①治山事業費及び、摘要欄②国直轄事業負担金において、災害の早期復旧に要する経費として、2億872万5,000円の増額をお願いしております。

5段目の（目）災害林道復旧費及び7段目の（目）治山施設災害復旧費につきましては、昨年8月の豪雨等による被害の復旧に要する経費の増額をそれぞれお願いしており、森林整備課合計といたしましては、最下段の補正額の欄に記載のとおり、4億6,834万1,000円の増額をお願いしております。

11ページでは繰越明許費について、お願いいたしております

この度の補正予算では、農林水産政策課の農林水産業再建特別支援事業費から12ページ森林整備課の現年発生治山施設災害復旧事業費までの6課15事業につきまして、翌年度繰越予定額欄の最下段に記載のとおり、合計で31億6,196万2,000円の繰越をお願いするものであります。

13ページを御覧ください。

債務負担行為についてでございます。

森林整備課所管の治山事業工事請負契約及び林野地すべり防止事業工事請負契約につきまして、年度内に発注を行うことにより、効率的な施工を促進するため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

提出予定案件の説明は、以上でございます。

喜多委員長

報告事項は、昼からにします。

午餐のため、休憩します。（11時53分）

喜多委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（13時06分）

小谷農林水産部長

提出予定案件の説明に続きまして、この際、4点、御報告させていただきます。

第1点目は、昨年12月の県西部における大雪についての農林業被害状況及び対策についてでございます。

資料1を御覧ください。

初めに、農林水産業被害状況についてであります。

2月2日現在ではございますが、農業用施設等被害につきましては、パイプハウスの倒壊・被覆資材損傷等130か所、約9,300万円。また鶏舎3か所、約2,300万円。さらに農

作物等被害につきましては、イチゴ、ユズ等のかんきつ類など約500万円。森林被害につきましては、立木の折損約62ヘクタールにわたりまして約3,300万円となっております。

次に、県の支援状況についてであります。

農業用施設被害の再建支援につきましては、パイプハウスや鶏舎の農業施設等に大きな被害が生じておりますことから、農林水産業再建特別支援制度を活用し、市町村と連携しつつ、被災した施設・機械の取得や地域における重要作物の種苗導入等を支援することとしております。

これまでに市町村では、農業者の皆様を対象とした当該事業の第1次の要望調査を終えたところであり、農業者の皆様の一日も早い再建実現を図るため、2月補正予算において4,400万円の増額をお願いしているところであります。

加えて、被災農業者の営農再開に向け、補助事業や制度資金などの情報提供や再建計画について、きめ細やかな支援制度などを行ってまいります。

また、森林被害に係る支援につきましては、県単独林業生産等支援事業において、大雪における倒木による二次災害の発生防止を図るため、水源地等に倒れ込んだ樹木の除去などを支援することとしており、早期の実施に向け、2月補正予算において1,500万円の増額をお願いしているところであります。

このほか、被害木の伐採、搬出、造林等の支援のため、環境林整備事業など、国、県の既存の補助制度の活用も図りながら、被災した森林全体の復旧に取り組んでまいります。

さらに、道路沿線における倒木対策につきましては、道路管理者やライフライン関係者、森林組合などで構成する協議会を圏域ごとに設置しており、緊急輸送道路などについて合同点検を実施し、伐採が必要な樹木等の特定ができたものから、順次伐採を実施することとしており、特に、県西部においては、来週から実施する予定としております。

今後とも、被災農林業者の皆様方の早期経営再建と森林被害の復旧に向け、鋭意努めてまいりたいと考えております。

第2点目は、農林漁業用軽油引取税の免税措置の延長についてでございます。

これにつきましては、資料はつけておりません。

農林水産業においては、漁業の操業運行をはじめ、施設園芸の暖房や高性能林業機械等に軽油が多く使用されております。このような中、地方税法に基づく農林漁業用軽油引取税の免税措置が、本年3月31日をもって期限を迎えることとなっていることから、国に対し免税措置の延長について提言を行ったところであります。

とりわけ県議会からは意見書を提出いただき、お力添えをいただきました。

その結果、昨年12月30日の政府与党における平成27年度税制改正大綱において、農林水産業に使用する軽油の免税措置を3年間延長することが決定されました。

県としては、今後とも、国のセーフティーネット制度の活用や、県独自の施策の推進により、農林漁業者が安心して経営に取り組めるようしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

第3点目は、徳島県有機農業推進計画（第2期）（案）についてでございます。

お手元に御配付の資料2を御覧ください。

本計画は、現行の徳島県有機農業推進計画（平成21年度～平成26年度）に基づく取組の成果を踏まえるとともに、消費者ニーズに対応し、生物多様性の保全等に資する有機農業等の拡大を図るため、有機農業の推進に関する法律に基づき策定するものです。

2の計画期間につきましては、平成27年度から平成30年度までの4年間とし、3のこれまでの取組の成果につきましては、生産面積の増加や独自の認証米などの取組が増加しております。

こうしたことを踏まえ、4の目標にありますように、新たな推進のための数値目標を設けることとし、81ヘクタールである生産面積を平成30年度には160ヘクタールへと倍増させるとともに、相談窓口の設置など推進に積極的な市町村を2市町から12市町村へと増加させてまいりたいと考えております。

5の推進の施策につきましては、特に、（2）有機農業技術の開発・普及では、平成28年度にも創設が見込まれる徳島大学生物資源産業学部（仮称）や関連企業との連携による研究開発などを行いますとともに、（3）販路の拡大では、有機農業者等が企業との連携による商品のデザイン化などについて支援を行ってまいりたいと考えております。

6の推進体制につきましては、関係者の皆様との更なる連携強化を図るとともに、本計画の取組状況についても毎年度検証を行い、必要に応じて見直しを行うこととしております。

今後、県議会の御論議等を踏まえ、今年度中に計画を策定し、有機農業等の推進・拡大に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

第4点目は、フランス向け「温州みかん」の輸出中止についてでございます。

お手元にお配りしております資料3を御覧ください。

これまで、本県産「温州みかん」につきまして、フランスへの初輸出に向けた準備を進めておりましたが、出荷前の残留農薬分析において、国内残留基準をクリアするもののEU基準を上回る分析結果となったため、今回、やむを得ず輸出を中止したところであります。

これまでの経緯といたしましては、去る2月3日、農林水産総合技術支援センターにおいて、みかんの残留農薬分析を実施したところ、翌日の2月4日に、スプラサイドが0.3ppm検出されました。

これは、国内流通の残留基準値5.0ppmはクリアしており、国内で販売することには全く問題のない数値ではありますが、EUの残留基準値0.02ppmを超えており、残留していることが判明したものであります。

県としましては、病虫害防除について、EU残留基準を満たすよう、EU向けみかん防除体系を策定し、農薬の使用制限等について指導をしてまいりましたが、今年度は、例年のない台風や異常気象により、生産園地周辺に害虫が発生・拡大したため、やむを得ず、使い慣れたスプラサイドを使用したものと推測されます。

今後は、栽培工程の各段階において、使用前の農薬について、県と生産者による相互確認、散布後の使用農薬の確認、中間段階の経過観察として、成分分析を行うスクリーニング検査の実施などにより、生産者とともに輸出産地づくりを進めてまいります。

報告事項については以上でございます。
御審議のほど、よろしくお願いいたします。

喜多委員長

以上で、説明等は終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑をどうぞ。

森本委員

勝浦のみかんのお話をちょっと。

私は夏と冬にある人から送っていただいて、勝浦のみかんの大ファンなんです。

先日の新聞で、非常にショッキングな見出しが付いておりましたけれども、中身をよく見たら大したことはない。フランスと日本の基準の相当な違いでこういうことになったんだなあと思いました。

それと、タイミングも悪かった。フランスへ売ることになったと言って、翌日やめましたというふうに2日続けて出たので、非常にタイミングも悪かったなという思いであります。

しかしながら、新聞をちら見した人が非常に心配をしているという声を聞きましたし、勝浦のみかん農家の皆さんも大変ショックを受けております。国内的に見ても勝浦のみかんの農薬が全く高いわけでもないのに、あれだけ見たらやっぱりヨーロッパに拒否をされたということで、非常に衝撃を受けて、県内でニュースになってしまったということです。

私は委員会を通じて、この県民と生産農家の心配というのを払拭せないかんと思います。今年もシーズンは終わりましたが、来年に向けて、あの勝浦のみかん、（「シーズンはこれから」と言う者あり）ああこれからね、貯蔵みかん。勝浦は貯蔵みかんで有名ですから、これからどんどん出荷していかないかん。有田やら愛媛や静岡はもう終わったところで、これからが勝浦みかんの出番です。ちょっとでも心配をされたいかんので、これを払拭するために今日は皆さんに何点か質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目ですけど、EU、今回はフランスでああいう形で拒否をされたんですけれども、日本との残留基準値の違いが一つ。

それと、0.3ppmが検出をされておりますけれども、日本の例えばさっきも言った有田や愛媛や静岡やほかのみかんの名産地と比べて、勝浦は果たして安全性に問題があるのかどうか、この差について。

この2点、ちょっと教えてください。

窪安全安心農業室長

森本委員のほうから2点御質問をいただいております。

まず1点目に、日本とEUの残留基準値の違いについてでございますけれども、農薬の残留基準値につきましては、各種の毒性試験に基づいて設定をされました、人が一生涯食

べ続けても健康に影響のない許容量をもとに、残留が許される量として設定をされておるところであります。この考え方につきましては世界共通であります。その地域で使用されております農薬の種類でございますとか、食品の食べる量の違いによって、残留基準値は各国でそれぞれ異なっております。

今回問題になっておりますスプラサイドでございますけれども、みかんでは諸外国の中でEUだけが基準値0.02ppmと極めて厳しく設定されております。

日本の基準値は5 ppm、この値は国際的な標準値でもありますし、アメリカは6 ppmとなっております。日本が特に緩いといったわけではございません。

2点目でございますけれども、0.3ppmの検出がございましたけれども、他県産と比べてどうなのかという御質問でございます。

スプラサイドはかんきつの害虫でありますカイガラムシに効果が非常に高い農薬でありまして、これまでも長年にわたりまして熊本、和歌山、静岡、愛媛等のみかんの全国の産地で普通に使用されまして、かんきつの安定生産にもつながっており、本県産も含めてこれまで流通上、何も問題は起きていないところであります。

農薬の使用につきましては、防除の効果であるとか作物の安全性を確保するために、農薬取締法に基づきまして厳格な使用基準が定められております。今回はEUの基準に超過をしておるといったことでありますけれども、過去5年間に、日本の基準に従いまして県立農林水産総合技術支援センターの施設を利用いたしまして、50検体以上のみかんについて分析をいたしております。いずれも検出限界値以下でございます。

みかん農家の生産者の皆さん方は、この基準を守って使用されているということから、県産、他県産にかかわりませず、みかんの安全性に影響があることはないと考えております。

森本委員

今、数字を聞いただけでも、基準が5 ppmの中で0.3ppmというのは基準よりも相当下回った数値で出荷をされておるということで、安心いたしました。他の産地と比べても全く徳島県が緩いわけでもないというのももちろん分かりました。

だけど、EUと日本とのこの差というのはどのぐらいあって、何でヨーロッパというのは厳しくしておるわけかな。みかんを入れないうための農業政策上のこともあると思うんですけれども、どのぐらい基準値が違うんですか。

窪安全安心農業室長

EUとの基準値の違いでございますけれども、日本が果肉、皮をむいて5 ppmでございます。EUは丸ごと分析して0.02ppmですので、250倍の違いがございます。

なぜこんな違いがあるのかということでございますけれども、このスプラサイドという農薬については、EUでは流通していない剤でございます。こういったことから大きな差が設定されているのではないかと考えておるところでございます。

森本委員

基準5 ppmで、さらに0.3ppmの検出ということは、徳島の生産者の皆さんが農薬には相当気を付けていて、微量しか使っていないということが、この数字だけを見ても分かるんですけれども、例えば勝浦のみかんを皮も含めて丸ごと炊き込んでジャムにしても、全く問題ないですよ。

窪安全安心農業室長

先ほど国内は、皮をむいた数字を申し上げましたけれども、仮に皮ごと食した場合にどうなのかというふうなことでございますけれども、この0.3ppmという数字を見てみますと、これを仮に、毎日日本人が平均的なみかんを食べる量の10倍以上の量を皮ごと食べ続けても、健康被害に何ら影響がないといった数字でございます。

森本委員

今こうして委員会で質疑をして、安全だということは我々はよく分かっておるんですけれども、こうしたやりとりをまた新聞なんかにも書いてもらわないかんと思うんです。県としてやっぱり安全性のアピールというか、外へ向いて県も私は努力をしていただきたいなと。もし若干でも誤解しておる人がおったら大変なことなんで、アピールしてもらいたいと思うんですけれども、どんな形でやっていただけるのか。

窪安全安心農業室長

安全性のアピールについての御質問をいただいております。

消費者の皆さんに対しまして県産みかんの安全性と高い品質をPRしていくということは、非常に重要なことであると考えてございます。

このため、先週の5日、6日には東京の日本橋で勝浦町や生産者の方とともに、消費者の皆さんへ直接PRを実施してまいりました。さらには今月22日には、県内外から多くの来場者がございます勝浦町のビッグひな祭りの会場で、また県外でも「新鮮なっ！とくしま」号を使った量販店での行事なども活用いたしまして、生産者の皆さんと一緒にしまして、ブランド化のキャンペーンと併せて、安全性についてしっかり発信することで消費者の皆さんにも安心をいただいて、消費拡大に取り組んでまいりたいと考えてございます。

森本委員

これは全国ニュースになったんですか。なっていないんでしょう。

窪安全安心農業室長

全国ニュースにはなっていないと思います。

森本委員

全国ニュースになってもいないのに、東京で「新鮮なっ！とくしま」号で、いけますっ

て、ことさら私は言うほどのことでないと思います。徳島県だけの問題として、こうして質疑しておるわけで、こんなニュースされたけど、全く心配ないですと言って、わざわざよそへ行って言う必要もないと思います。もちろんお分かりだと思っただけど、やっぱり徳島の人が一番食べるわけですから、徳島の人にきちっとPRしていただきたいと思います。

我々も、機会があるごとに言ってますので、そういう形でお願いを申し上げます。

それと、せっかく輸出することになって突然中止になった、その損失。それとフランスの契約相手は勝浦のみかんに対してどういう思いがあるのかなというんがあるんですけども。この反応なんか当然お調べになっておると思うんですけども、いかがでしょうか。

住友六次化・輸出戦略室長

森本委員から質問いただきました2点、中止にかかる損失と、それと現地のバイヤーさんがどういうふうな反応なのかという点でございます。

まず1点目の、中止に係ります損失でございますけれども、中止を決定いたしましたすぐに現地のバイヤーに日本とヨーロッパの基準値が違うという点を説明差し上げましたところ、今回はやむを得ないということで、キャンセル料等々については発生しないと伺っております。また輸送費用につきましても、輸送前でございますので、特に輸送業者のほうからもキャンセル料等は必要ないということで、金銭的なロスは出ていないと考えております。

また、契約の相手方でございますけれども、実は昨年、勝浦町の現地のほうも見ていただいております、生産者の方がきれいに園地をつくられて、非常に良いものをつくっているという認識をいただいております。今回、たまたま基準値の違いでそういう状況になってしまったけれども、後で向こうのほうで問題になるよりは、水際で分かったことは非常に大事なことだということでお話をいただいたところでございます。

勝浦のみかんは良いという評価をいただいておりますので、次年度、是非とも取引したいとバイヤーさんもおっしゃっておりますので、生産者の皆さんと連携をしながら輸出に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

森本委員

今の御答弁をいただいてちょっと安心いたしました。

せっかくのヨーロッパへの販路拡大なんで、大切にしていきたいなと思います。事後の対応が非常に大事だと思うんで。

それと、みかん農家のほうに、今後も指導いただきまして、EUとの販路を潰さないように、更に拡大ができるような形に持って行っていただきたいと岡本副委員長に代わってお願いを申し上げます。

来代委員

雪の報告をいただいたんですけども、部長とか皆さん、何だかんだと視察していただ

いて、部長あるいはそのほかの方、どうですか。私と一緒に被害の出た井川、里川を見ていただいたり漆川を見てもらったんですけれども、まずあの被害の感想を。どうだったですかね、見た人。

阿部次世代プロジェクト推進室長

2月に入りまして、先ほどお話がありました池田町の里川地区、また漆川地区のほうを見させていただきました。

特に、里川地区におきましては、谷のほうに倒れ込んでいる木であったり、また水源のところの上流でもかなりの樹木が倒れております。私も林業関係に携わっているわけなんですけれども、ここまで激しく倒れているのを見たのは初めてのような、非常に厳しい状況であると考えております。

来代委員

1月の23日に見ていただいたわね。

雪が降ったのは12月の5日、6日、7日。その間、2週間にわたって、暖房もなく、食べ物もなく、みんな辛抱なさっとなつた。県が来たのは1月23日。いいですか、もうちょっと早く見ていただきたいのもあります。その間の1か月半以上、みんな不安な毎日を過ごしているわけです。なんでそんなに遅くまで見てくれなかったか。そして私から見たらあれはもう爆弾、空襲の跡のような気がするわけですよ。1か所や2か所ではないんです。上のほうの井内の野住とか、あるいは池田町の影野へ行くともっとひどいわけです。

それが、この予算を見ると1,500万円。これで処理できると思っておりますか。それとも部長、単なる数字合わせで、何とかしときゃええわと思っておるんですか。この数字見て、何を見ていただいたか私は疑うんですが。1,500万円ぐらいであれば片付くわけないでしょう。

部長さんどう思いますか。後ろの課長級だけしか、もう予算持っとらんのですか。

小谷農林水産部長

県西部の昨年12月からの大雪の後、すぐさま現地に赴いて、直接足を踏み入れまして、その被害の実態、深刻さについて、その被害の実態の厳しさについて我々が直接十分に触れるべきだったと思っております。

途中経過、県西部総合県民局から一定の報告は受けておりましたけれども、直接赴く機会が遅くなったことについては、申し訳なく思っております。

そうした中で、遅くなりながらも、現地に赴き、その被害の深刻さにつきましては、今、担当の阿部室長からも少しお話しさせていただいたところであります。

予算の組み立てにつきましては、まず緊急性を要するものについて、里川地区につきましては水源地があることから、下流域の一定の民家、農家等のことを考えますと、まず水源地についてはできるだけ早くきれいな状態に伐採、樹木を取り除くといったことが最重点であるということから、ほかの制度が乗らないことを含めて、県単独の分をお願いして

おります。加えて県単独以外についても、その谷から山の尾根に向かって、より広域にわたる部分については、少し時間をいただく部分があるかとは思いますが、全体計画を策定した上で国補事業も十分に組み合わせながら切れ目のないような計画で対応していく必要がある。こうした2段階構えで考えさせていただいているところであります。

そうしたところで、この県単独の分につきましてはできるだけ早く着手したいということで、先議の中へ盛り込ませていただいたところであります。

また、重点的・緊急的に急ぐもの、そしてまた林地被害の全体については国補事業も組み合わせながらやっていく、2段階の部分で取り組みたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いできたら思っております。

来代委員

理解できとったら質問しないんですよ。理解できないから質問させていただいたんです。

だから1,500万円ぐらいでできるわけじゃないんですよ。業者に聞いても、誰に聞いても。国補事業って国は一体幾ら出してくれるんですか。その計画は立っておるんですか。

阿部次世代プロジェクト推進室長

国のほうの事業につきましては、森林環境保全整備事業という事業でございまして、この先議の中にも一部、9,600万円ということで補正を上げさせていただいている部分があります。それ以外に当初予算といたしまして、今回骨格ではございますけれども6億円余りの予算計上をお願いしております。

来代委員

だから全体で国補が幾らあって、井川幾ら、池田幾らって言うてくれたら済むことよ。

阿部次世代プロジェクト推進室長

全体で、先ほど申しましたように補正が9,600万円、当初として骨格で6億円、併せて7億円程度あります。今のところ池田に幾らというのは精査している状況でございます。

それと、特に三好市におきましては大体55ヘクタールの森林が被害を受けているという状況でございまして、通常でありますとそういう整備に対しましてヘクタール当たり50万円程度の搬出経費等々がかかってまいります。しかしながら今回につきましては、被害を受けているということで、その事業費の分について掛かり増しが多くあると考えてございます。そういうことを判断して面積等を掛け合わせまして予算の配分等々を進めてまいりたいと考えております。

来代委員

これをずさんな計画と言うんですよ。

今、地元の方は、どうやってこの谷の木をのけてもらおうか、どういうふうにして自分の集落へ真っすぐ帰れるか、どうやって生活するか、いまだにそれしか頭になくて、恐怖

におののいた毎日を過ごしておるんです。

今の室長の話で、部長、何言っとるか分かりますか。理解できますか。副部長、分かりますか。

分かるか分からんかって聞いているんですよ。

梅崎農林水産部副部長

今回の倒木被害対策につきましては、先ほど室長が申したとおり、三好市で55ヘクタール、2,980万円の被害が出ており、復旧については県単事業と国補事業を組み合わせる行うこととしておりますが、その被害木の搬出経費につきましては、一定の調査などが必要と考えております。

来代委員

国から6億円来て、合計で幾らになるって何でそれをはっきり言わないんですか。

梅崎農林水産部副部長

失礼しました。

国からの事業で、当初予算で約6億円、先議で9,000万円計上しておりますので、その中から優先的に配分して実施したいと考えております。

来代委員

そうやってして答えないかんですよ。金額これだけ付いてってね、そのうちこれだけと。

これから、その搬出計画、あるいは片付ける計画は、いつまでに仕上げる予定ですか。やっぱりずるずるっていうわけにはいかんでしょう。雨が降ったら土石流に、あれがまたビーバー状のダムになって鉄砲水が起こるわけです。そうなるとこれは河川だと言って逃げるんじゃないで、あんた方が失敗した、間伐で失敗した木も、倒れた木も流れてダムになつとるわけなんです。農林水産部にも大半の責任があるわけなんです。だからこれは、いつ頃までに計画を仕上げて、いつ頃までに除去できるかっていうのは、もう言うべきなんですよ。それは、どうなっていますか。

梅崎農林水産部副部長

被害木の除去につきましては、早急な対策が必要だと考えております。

やはり梅雨時までには何らかの対策が必要だと考えておりますので、できるだけ早い時期に計画を立てたいと考えております。

来代委員

それじゃあ、その梅雨時までというたら、梅雨は大体6月の4日、5日、6日からですから、5月末までには計画がまとまるととってもいいんですね。

梅崎農林水産部副部長

最善の努力をさせていただきます。

来代委員

そしたら、それまでにやってくれていいけれども、大体全部で市も入れて6億円ぐらいと聞いておるんやけど、間違いないわね。

4億円少々の補正と、県が1億、足して5億。市が10%か20%出すわけでしょう。全体のお金はどれぐらいか。

梅崎農林水産部副部長

全体の金額につきましては、県全体の金額でございまして、その中から優先的に配分して実施したいと考えております。

来代委員

県全体で何ぼになるの。

梅崎農林水産部副部長

先議の分で9,000万円と、当初予算で6億円余り。

その中で、先ほどの繰り返しになりますけれども、優先的に実施に充てる分として配分していきたいと考えております。

来代委員

まず一つには、皆さんの間伐政策が失敗だったということは認めますか。これはどなたに聞いても、間伐さえしてなかったら木の切れもあんなに貯まらんし、倒れる木も少なかったととられとるんですけど、間伐政策は失敗だったのか、これからも続けるのか。

部長、どんなんですか。

小谷農林水産部長

今回、里川地区をはじめとして、三好市全体の森林被害の状況を見てみますと、間伐を実施しておったときでも、雪の重さはこの12月の時期にしては、従来にはない、重たい雪であったところから、スギ、ヒノキに限らず全体として非常に吹きだまりのところで被害が大きかったというふうないろいろな声も聞いております。確かに間伐ができていない部分については、やはり被害が大きいのという側面もあろうかと思いますが、全体としてはなかなかそれは言いづらいのではないかと考えております。

しかしながら、全体として、やはり間伐の部分については、しっかりと地域の実情を見ながら進めていく部分、また従来の間伐の方法だけで良かったのかどうか、こうした反省も今後においては必要ではないかと考えておるところであります。

来代委員

現地で皆さん、言ったじゃないですか。間伐せんかったらここまで被害はなかったって。所変わったら答えまで変わっちゃいかんですよ。

それから、この谷の中へ入った木、谷に入るまでは災害救助法で、谷に蹴飛ばしても、自衛隊が蹴飛ばしても、一般の人が蹴飛ばしても、まあいける。谷に入ったとたんに、今度それを処理するには、産業廃棄物の処理法がいろいろ絡んでくる。だから、簡単に言うと、ダム状になっておる木の切れ、木の葉っぱ、あるいは腐りかけた木、これを除くには、かなりの法的制限なんかも出てくるんだけど、それは土石流対策のため、あるいは道路保全のために、その法律を無視してでもその木は片付けてくれるのか。

それは持ち主の責任だとか、いろいろ理由を付けて放置されるという心配はないんでしょうか。多分ないと思いますが、部長、いかがですか。

小谷農林水産部長

まず応急的に、通行を遮断した、被災した生活道路等における倒木については、緊急的に伐採して、路肩等に置いて積み上げているところであります。先ほども説明させていただきましたが、今後、地域協議会において、未然の対策についてどうしていくかといったところで、ぎりぎり法的な面を詰めていきますと、やはり現時点においては、私有権の調整が課題として残っているところであります。

しかしながら、地域としてやはり生活道路を、これからもこうした湿った重たい雪に対してどうしていくのかといったところが切実な課題でありますので、その分については引き続きしっかりと勉強しながら、また雪が多い日本海側の状況も徹底的に研究した上で、南国徳島の中においても、県西部の雪の多いところでも今後安心して対応ができるように、今一度ゼロベースからその対策について、法的な面について、勉強してまいりたいと考えております。

来代委員

勉強不足なんです。遅いんです。

勉強すると言ったって、報告にも被害木等の伐採、搬出、運搬経費等を支援と書いとる。この倒木は、その持ち主に責任があるのか、あるいはもうそこまで倒れたんだから、ほかの人の迷惑、災害救助なんかを考え、鉄砲水を考えると、行政が責任を持って取り除くのか、これがはっきりしていないでしょう。今回に限っては、災害救助法に指定されとるんだから、行政が全部取り除いて処理するぐらいの気持ちでないと、結果的にはなし崩し的に損するのは住民じゃないですか。山の持ち主だって、三、四代目の人が今みんな都会に住んでいて、自分の山がどこにあるか、自分の山が崩れていないか。もううちはあの山は要らないから、どうにでも処理してという内容の電話がいっぱい町内会、親戚に入っております。あなた方、それを知ってますか。持ち主の分からん山、もう代が替わって要らん山、金になるなら要る人。勉強、勉強じゃなくて、今それをはっきりすべきなんですよ。

どうするんですか。

小谷農林水産部長

今回の倒木によって、緊急的に伐採をして路肩に積み上げてあるもの、これは県、市町村と連携をしっかりと取りながら、行政中心に除去していくことがまず大事と思っているので、そのように取り組んでまいりたいと考えております。

それから、電気事業者、四国電力をはじめとしてライフラインの部分については、倒木によってそれらの部分が影響を受けるかもしれない部分。また道路管理者として、そもそも倒木によって、これから大雪によって被害を受ける、そういったおそれがあるような部分については、今一度関係部局が協議している現状であります。

こうした協議について、私有権との調整については、できるだけ早期に一定の方向性について、県独自の部分として、まず現行制度上において問題があるのであれば、国に対しての提言。またモデル的に徳島県においてやっていくのであれば、県として思い切ってできることについて、引き続き関係部局と知恵を絞りながら対策をとっていき、こういった部分について、加速度的に協議を進めてまいりたいと考えているところであります。

現時点においてはそういった状況でありますので、よろしく願いできたらと思います。

来代委員

とにかく全部手遅ればっかりなんです。答弁聞きよって皆さん、そう思うでしょう。

皆さんは手遅れでもいいの。だけどそこに住んでおる人の気持ちというのを、副部長さん、ちょっとは考えないかん。そこに住んでおる人が、明日か、明後日か、雨が降ったらどうしよう、そればっかり考えとる。

まして、寺井先生にも県農業会議の会長として考えてほしいのが、62ヘクタールで3,300万円の値打ちしかない。これ70年、80年、90年、100年経っても一緒なんです。皆さん見たでしょう。どれだけ太い木か、年輪100年近いのばっかり。これを見たら、1ヘクタールが50万円や60万円という値打ちになる。親子3代が一生懸命やってきた木が1ヘクタールで、何千本もあるんです。それが1本当たりで計算したら500円や600円になる。

皆さん、被害額が62ヘクタールで3,300万円って、2万本から3万本で、こんなことになるわけなんです。ここに農林業がやっていけない大きな原因もあるんじゃないんですか。その辺も踏まえてどうですか。今日は事前だからもうやめますけれども、もうちょっと花も実もある農林業政策を早急に立てていただくという約束だけしてもらって、質問を終わろうと思いますが、いかがですか。

小谷農林水産部長

今回の12月の大雪対策については、そこに住まわれている方の生活の苦しさ、厳しい状況を踏まえた上で、やはり安心してそこへ住んでいただく、また今後においても、関係する事業について継続していただくためにどうすればよいか、ここについてはしっかりと今一度、我々その気持ちを強くして今後取り組んでまいりたいと考えております。

それから、引き続き、将来にわたってどのように農林水産業を支えていただけるか、その部分については、関係部局と知恵を絞って将来に夢を持てるような対策について、考えてまいりたいと考えております。

南委員

先ほどのみかんの質問にちょっと関連して、スプラサイドというこの殺虫剤、ヨーロッパでは流通していないという中で、ほとんど非関税障壁のような形でヨーロッパの基準値が決められているような気がするんですが、そういうのは事前に把握してあったんでしょうか。

窪安全安心農業室長

スプラサイドのEUの残留基準値を事前に把握していたのかという御質問かと思えます。

スプラサイドについての0.02ppmの基準値というのは、我々も事前に把握をいたしておりました。実は昨年も日本の農協の慣行基準で栽培したみかんを分析しておりました。そのスプラサイドの消長がどうなるのかということのデータを見ておりました。そんなことから、この剤の代替として、商品名で申し上げますとモスピランという殺虫剤があるんですけれども、これに代えて殺虫剤として使用するといったことも提案しておったところなんです。このモスピランについては残留基準値に大差がないというものもございました。

今後とも、こういった基準値に差がある農薬、剤がございますので、情報収集を十分しながら、今後は使用前にこういった剤を使うのかを十分生産者の方、農協、それから我々も情報交換を密にしながら、また生産を終えた後も、こういった剤を使ったのかということも情報共有しながら、今回のような事案にならないように対処してまいりたいと考えております。

南委員

事前に生産者には告知ができていたと。その中でヨーロッパでも使われていて、普通に使えるような指導をしてやってきたけど、この報告にあるように、使い慣れたものを使ってしまったという中で起きたというふうに理解させてもらいます。

もう一つの農薬について、生産者に対して資料提供みたいなものは十分にできていたんでしょうか。

窪安産安心農業室長

みかんの輸出については、非常に事例も少ないといったことで、まだその防除の指針というものも、今精度を上げていっている途中でございます。そういったことから、やはり産地と我々との意思の疎通を十分に図っていく必要があるかと思っております。今回の事案をもとに、次年度以降そういったことのないように、我々も十分に取り組んでまいりたいと考えてございます。

南委員

今回、大きな損害もない中で、こういう勉強ができたということ、今後に生かして、ほかの食品の更なる輸出に向けても、事前にいろんな情報を収集した上で、今回のようなことがないような対応をしていただくことをお願いして終わります。

小谷農林水産部長

今回の勝浦町の輸出に向けたみかんの件について、生産農家の方には最初から意欲的にEU向けの園地として一生懸命取り組んでいただいた。それが最後になって大変残念な結果になってしまったということについては、いろんな技術面において指導していく県の農林水産総合技術センターを抱えております私どもにとりましても、大変大きな教訓を得たと思っております。

今回、EU向けでありますけれども、ほかの国がどうなのか、まさに今、南委員から御指摘いただいたような、個別の残留基準値がどうなのかといったところ、ほかの項目についても、徹底的に輸出に向けてどうあるべきか、技術的な指針についても今一度点検・評価をした上で、我々の指針として徹底した形でより精度の高いもので、農家の方に、このようにきちっとすれば輸出が完全にできるんだと、安心してもらえるようなガイドライン、基準づくりについて取り組んでまいりたいと考えております。

そうしたところで、今後とも産地の方と一緒に、もう一度県としても、勝浦町がかつてから本県におけるみかんの産地でありまして、そこは牛肉、オレンジのいろいろな経過も踏まえてなかなか厳しい状況の中で、今一度輸出に向けて取り組んでいこうという、その高い意欲について、我々も技術面からいろんな面からサポートができるように、一生懸命取り組んでまいりたいと考えております。

寺井委員

二、三質問をさせていただきます。

今、南委員から農薬残留の話が出ておったわけですがけれども、実は私、たばこの関係で日本の原料は世界一安全だという、今評価を受けております。残留農薬について、たばこの世界は、例えば10アール当たり100リッター使ったと、何ぼの原液を使って何リッター使ったというところまできちんと調べているんです。それは本当にちゃんとした記録がないとだめだという世界ですので、トレーサビリティから言えば非常に安全な世界なんです。

だから、今、言われたように、農家に指導はしても、使う側が、仮に少し量を余計にやった場合に残留値が上がるというような可能性もあるので、特に外国へ輸出するようなものについては、その辺の使用法をもう少しチェックを厳しくするとかしないと、引っ掛かるような気がします。いろんな基準があるんでしょうけれども、もし参考になればと思います。

私の質問は、もう徳島県でも早いお米を作っているところでは、そろそろ種まきが始まるのかなと思いますけれども、1月に入って稲作体質強化緊急対策事業というような恰好

でお話をいただいたわけでございます。もう既に締切りは終わっておりますけれども、1月のたしか20日ごろに御案内をいただいて、徳島県内で稲作をする人たちに対する事業でしたんでしょうけれども、どのぐらいの応募者があったのか教えていただけますか。

村上農地戦略室長

稲作農業の体質強化緊急対策事業についての御質問かと思えます。

この事業は昨年11月に本県が国に対しまして、米価下落対策として、水田農業の経営安定対策を国に提言したところ、今回の平成26年度の補正予算で認められたものでございます。

平成27年産米の米生産を行うに当たりまして、米の直まきの栽培でありますとか、農業機械の共同利用などを行う場合に、生産コスト低減の取組を支援するものでございます。

委員のお話にありましたように、1月の月上旬に説明会を行いまして、1月末を第1回目の申込みの締切りということで行いましたところ、現在のところ、県内の15市町村におきまして204人から申請がありました。助成の金額の予定額としまして1,087万円となっております。その取組の予定面積としましては482ヘクタール分となっております。

寺井委員

実は、阿波市では3人ぐらいしか応募者がなかったというような話もあるわけで、対象者が限られてくるような気もするわけでございます。内容はたしか1ヘクタールで2万円でしたよね。1ヘクタール2万円ということは10アール当たり2,000円、まあ3石お米がとれるとして15俵。10アール当たり2,000円ということは1俵130円ぐらいの助成ですよ。

御支援いただいてありがたいのはありがたいんだけど、これが稲作の緊急対策になるのかなとちょっと不思議な気もするわけですが、そのほかに米の下落によっていろいろな対策が今回も出ておるわけございまして、本当にありがたいなあという部分はあります。

ただ、非常に残念なことに、お米が余って大変だと。その中で今、FTAとかEPA、そしてTPPの話が出ております。新聞を見ておりますと、ミニマムアクセス77万トンが入っておるわけでございますけれども、その上にTPPの対策でアメリカから約5万トンの米がまだ入ってくるというようなお話でございます。

今、ただでさえ米が余って、価格が下落して、その緊急対策をいろいろと国が飼料用米であったり、徳島県は酒米も含めてやろうとしている中で、本当にこのミニマムアクセス77万トンの上に5万トンが入って、農業の面で現場では農家が一生懸命汗をかいてやっているのに、本当にこれが国の施策としていいのかと、私は不思議でなりません。そんなことを言ったって、しょうがない部分もあるのかなと思っておりますけれども、これから転作事業もなくなっていく中で、農家がもうかる事業というような話があるわけでございますが、まさにお米を作る場合には本当に困ったことだなと思うわけで、この米の利用法というか、もっと何かないのかなあと思えます。

たしか12月のこの委員会でも誰かお話しされたと思っておりますけれども、このODA、基本

的には資金と技術を提供する、支援するというような話らしいんですけども、ODAについて、まさに人道の支援で、地球上では8億2,000万人の飢餓状態の人がいるという中で、それを使えないのかと。もしそれが使えるんだったら、日本の中でお米をつくりたい人がつくって、まさに農地も確保できるし優良農地も守っていける、そして農家にもプラスになる。ODAを使うことによって一石二鳥の世界が生まれるんじゃないかなと私は思うんですけども、このODAでこの米を支援するということはできないんでしょうか。もし分かるんでしたらお答え願いたい。

村上農地戦略室長

ODAによります援助米の取組についての御質問でございますが、ODAを使いました援助米につきましては、国がミニマムアクセス米を年間77万トンの枠の中で実施しているものでございます。年間の実績につきましては、年ごとの数量について変動はございますけれども、近年におきましては年間10万トンから20万トンの間で推移しております。これまで平成7年4月から平成26年10月末までの実績でございますけれども、合計で307万トンの援助を行っているという聞いております。

こうした品目、送られておる穀物の種類を見てみますと、やはり金額ベースではございますけれども、1位が米で大体53%ほどを占めます。2番目が小麦とか小麦粉などでございまして15%ということです。その他はトウモロコシなどが含まれております。

そして、主な援助国といたしましては、コートジボアールであるとかコンゴ、リベリアなどアフリカ諸国が多く含まれております。

今回、主食用米に特別の輸入枠が設けられるというふうな話がいろいろ新聞紙上で報道されておりますけれども、こういうことが起きますと、やはり主食用米の中でも特に低価格帯を使うことが多い外食産業でありますとか、中食用の米を中心に国産米の需要が奪われる可能性がございます。

委員からもお話がありましたように、主食用米の中から発展途上国に向けての援助米を出すことによりまして、実質的に市場隔離ということになりまして、国内の供給量が減るという意味におきましては、とても有効な手段であると考えられます。ただ、現行の制度、食糧法におきましては、国は備蓄の目的以外の米を買取りできないということになっております。

一方、これも新聞報道によりますと、未確認情報ではあるんですけども、現在国のほうでは特別輸入枠5万トンを軸に検討しておりますけれども、国内の需給や米価の影響を抑えるために、これと同量の国産米を備蓄米として買い入れまして、市場に出回る主食用米の量を相殺する案も別途検討されておると聞いております。

まさに委員の御提案のような需給調整を国も考えているようでございます。

国においては、農業の重要品目の聖域確保などを求めました国会決議などに基きます交渉が行われることを期待いたしまして、最終的な妥結までその動向を注視してまいりたいと考えております。

寺井委員

我々が知らなかった良いお答えをいただきました。

本当に農家は頑張っていて一生懸命やっている中で、せっかく金を突っ込んだやつが、矛盾といえますか無駄にならないようにしてほしいなあと思っています。

現場は本当に大変なんで、そういうようなことを含めて、今回、県が飼料用米、それからお酒を造る品種導入とかいうような恰好でやっていただくような世界でございますけれども、今私が農家のところを回ってみますと、寺井さん、もう4,100円では話にならない、やめたいというような話を聞きます。

実はつい最近、国会の予算委員会で香川県の玉木さんという方が耕作放棄地の問題で中間管理機構のお話をされておりました。まだ全国で506ヘクタールしか応募がないという話でした。その中で200億円もの予算を新たに突っ込んで、これはどうなんだという話をされておりましたけれども、私もたしか11月のこの委員会でお聞きしたと思っておりますけれども中間管理機構によって、いわゆる放棄地、それと貸し手の部分はその後、増えているのでしょうか。

村上農地戦略室長

農地中間管理機構への募集状況の御質問でございます。

現在、7月から8月にかけて1回目、それと11月に2回目の募集を行ったところでございますが、借受けの希望者におきましては205の個人・法人から552ヘクタールの申請がありました。

また貸付け希望におきましては、8月末のときから増えまして、206人の方々から69ヘクタールの申請。数は増えておりますけれども、そのギャップは今も埋まっていない状況でございます。

今後ともこういった借受け希望者の要望に応えられるような面積確保に努めているところでございます。

寺井委員

規制改革委員をされているある国会議員の先生が、進んでいないのは農業委員会が積極的に動いていないからだ、こういう御批判があったわけでございますけれども、決してそうではないわけでございます。

そんな中で、いろいろと御支援もいただき対策をしておりますけれども、私はちょっと不安にも思っているし、不審に思っているのは、自給率の問題が出てきている中で、この施策が本当に米づくりをやめさせようと、そしてまさに企業の参入によって農業をやっているというふうな気配が見えて、本当に残念なことだなあと思っております。

美しい景色や田舎のすばらしい風景、それから環境も含めて我々農家は頑張っている中で、本当に困ったことだと心配をいたしております。日本の中では家族農業という世界が非常に多いわけでございますので、是非、徳島県の農家を、そして環境も含めて守っていくように、今後とも御支援をいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願

いたします。

重清委員

何点かお聞きします。

海外輸出で、予算でも農畜水産物海外輸出チャレンジサポート事業とか、検疫突破とかいろいろあるんですけども、先ほどの話を聞きよって、海外って難しいなあと思いました。肉にしたって、果物にしたって、野菜物にしたって、今輸出先としてシンガポール、香港、それからまたヨーロッパとかいろいろ言いよるんですけど、これ全部調べておるんですか。それと、このいろんな検査をするのに徳島で今、全てできるんですか。ここらは今どんな状況で海外へ輸出しようとしておるのか、みんなそれを期待しておるんです。

いきなりそれをつまづいた。なかなかハードルが高いのかなと言いつつも、これをクリアしていかないかと思いつつも、ここらは先ほど部長が答弁しよったんやけど、最初からしよらなったら、出来上がったもので調べるんでは遅いと思いつつも、そこら今きちんとできとんかなと。農業、水産物やっつて一緒です。何が引っ掛かるか分からん。これを全部調べた上でどうするかを考えるんか。それと検査は全てできるんか、教えてもらえまつか。

住友六次化・輸出戦略室長

今、重清委員さんから御質問いただいた点でございますけれども、県では農林水産物の輸出戦略を平成25年1月に策定しておりまして、その前からいろいろ検疫条件でございますとか、農薬の条件、それから相手方の衛生条件、受け入れていただける条件などをいろいろ調べてきたところでございます。

今回、みかんにつきましても、あらかじめ残留の基準や検疫の確認をしており、特に水産物等々につきましても、検疫というよりも衛生基準、いわゆるハサップの関係が非常に問題になってまいりまして、どこの船で獲ったか、どこの加工場で処理をしたか、そういうところまで全部求められるところでございます。

ですので、そういったところが確実にクリアできるものについては、どんどん持って行けるという条件でございますけれども、現在それができないものについては、何とかできるようにならないかと。例えば先ほどの欧米へのみかんにつきましても、農薬を変えてやれないかということでチャレンジしているところでございます。

あと畜産物につきましても、と場の関係がございまして、例えば香港であれば、丸本さんのと場であれば大丈夫だよとか、いろいろございます。ただし、ヨーロッパですとかアメリカにいきますと、そもそも鶏肉の輸入ができないけれども、その他の国で大丈夫だよというところもございまして、そういったところは、こちらのほうでもいろいろ情報収集しております。まだパーフェクトではございませんけれども、その中でできるだけ生産者の方がやりたいと、あるいはこういうふうなことで可能性がないかと言われたときには、それを後押しできるように、今それぞれ情報の提供、それからサポートをしているところでございます。

重清委員

そうしたら、輸出する前に、今からもう先に話し合っしてやっていくんですね。そういう感じだったら来年度に向けて、どの程度今計画ができとるんか。業者とも話ができ、農家の人とも話できていますか。これを平成27年度に出そうというからには、そこらもきちっとできとるのかどうか、本当にこれからそういうマニュアルを出して数字も増やしていかないかんのだから、こういうふうにできておりますと。農家の人、漁業組合、船持ちとる人や加工しよる人らに、そういう話をきちんと進めていかないかんし、それを今、県はどうやってPRしているんですか。漁協がこれだけあるんやったら、船持ち、加工業者もたくさんおります。それを今どういうふうにして進めていっているのかが分かりにくいと思うんですけど、業者とはきちりできとるんかどうか、現状はどうですか。

住友六次化・輸出戦略室長

ただいま御質問いただいた点、どういうふうに情報の提供を差し上げているか。それから事業者の方々とどういうふうな話し合いを進めているかというところでございます。

まず情報提供につきましては、県のほうでもサポートセンターをつくっておりますので、様々な情報を提供するだけじゃなくて、相談ができるような窓口をつくっておりますのと、こちらは限られた範囲ではございますけれども、それぞれいろいろな生産者や事業者でございまして、いろいろなところに情報交換に行ったり、あるいはその中でやってみませんかということをお話を差し上げているところもございまして。

そういった中で、やはりこちらのほうに対して、事業者の方々からいろいろ御相談がございましたら、それについてはできるかできないか、できるということになれば、どういうふうにするかということで、一件、一件それぞれサポートするようにしてございます。全ての方に情報が行っているかということ、そこはやはり足りていないところもございまして、県のほうの輸出のサポートの情報提供のサイト等々もつくってございまして、あといろいろな展示会とか、そういうふうなところもございまして、そういうものにまず関心を示していただいたところに対しては、その後粘り強くいろいろ御相談をしながら、可能性を探っているというのが現状でございまして。

重清委員

しっかりと輸出は進めてほしいんです。もう二度と今回みたいなことにならんように事前にやってもらって、今日本ではなかなかさばけんけど、やっぱり輸出でちょっとでも売り上げが伸ばせるようにという期待を持っていますんで、しっかり対応していただきたいと思っております。この点お願いしておきます。

それと先ほど、雪の話で出たんですけど、この支援の件で環境林整備事業ですか、市町村が主体となるこういう事業、先ほど来代委員が言ったように、民間でも適用できるんですか。これは雪だけですか。海部とかもう全ていけるんだったら、国補に採択されないものに限り、こういう場合でも民間の分を全て出してくれるのか。県単林業支援事業、海部

でも山がようけ崩れてそのまま落ちて塞いでますから、こういうのはどんなんか。今まで自分でしなさいと言ったやつが、これでいけるんかどうか。去年倒れたやつは全部これでいけるのかどうか。そこをちょっと教えてくれますか。

阿部次世代プロジェクト推進室長

まずは、この環境林整備事業のほうから御説明させていただきます。

これにつきましては、今のところ市町村がやればこういう交付税措置が出て一層有利になるということでお示しをしておるんですけれども、市町村以外でも、例えば森林組合であったり、所有者自らはできない制度になっているんですが、森林組合とかそれ以外の林業事業体に頼んで、その被害跡地の対策をやれる場合は、ここにありますような68%までの補助が出るような制度となっております。

今回、特に被害が大きかったものですから、できれば市町村が裏負担を出していただければ、所有者の負担なしでこういう制度が活用できる。市町村におきましても、負担のうちの8割が特別交付税措置されるので、実質市町村の負担が6%程度でできるので、非常に有利にできるだろうということで、今回こういう事業を特段お示しをさせていただいているところであります。

また、県単独の林業生産等の支援事業なんですけれども、これにつきましては、まずは今回の雪害を優先的に考えております。それ以外のところについても、該当になってまいるものではありますけれども、補正につきましてはそういう対応をさせていただければ。

ただ、この事業につきましては、平成27年の当初予算にも1,000万円ほどの増額を載せていただいております。そういうところにつきましては、先ほどお申出のありました台風被害、この事業につきましては、災害の過去にあった分についても対象とする場合につきましては、補助の対象になるような制度になっておりますので、そういうところを活用していただければ、事業の対象になろうかと考えております。

若干分かりづらいかと思うんですけれども、この環境林整備事業というのは、もともと事業が終わった後に補助するような制度も残っておりまして、そういうのを活用していただければ、過去の災害についても対応ができるような制度にはなっております。

重清委員

分かりやすく聞くけど、三箇で去年山が崩れたでしょう。山が崩れたということは木もたくさん下に落ちておるでしょう。それはやはりのけないかんでしょう。これは、そうしたらできたということですか。

阿部次世代プロジェクト推進室長

山全体が崩れたような対策には、これは充てる予定はございません。樹木が倒れたものを整理するというようなものの単独事業となっております。

重清委員

さっきも言ったように、谷へ流れて、放ったりするのと一緒に、山が崩れたということ、木も一緒に崩れてきたやないかと、下は木でダムみたいになつとるやないかと、それ取らなんだら危ないのに、そういうのはそのままですかという話ですよ。

現場の人もどうなつとるのかというのをはっきりと聞きたいんです。

相原森林整備課長

先ほど、三筒という具体的な場所が出ましたが、この三筒につきましては、当年度事業に災害関連緊急治山事業で対応しており、現在公告しているところでございます。その工事では、溪流に谷止工の設置を計画していますが、その施工に伴いまして、溪流内の危険な倒木の除去につきましても、対応してまいりたいと考えております。

重清委員

この事業でなく、違う事業でやるということですか。そしたらこれは、海部で倒れたやつはいけるんじゃない。この頃、台風が来たらたくさん木が倒れて、手入れしとらんから、根がないんで、そのまま全部倒れてくる。

そんなんが崩れたりしたら、絶対下へ来るし、そういうのもいけるんかな、いけんのかな。今の聞きよつたらいけるような話をしとつたから、いけるんかどうかわかりにくかつたんですけど。

阿部次世代プロジェクト推進室長

失礼しました。

山ごと崩れたというのが、先ほどの治山という事業でございまして、それで対応しているということでございます。

倒木があった場合、それを伐採して整理するというようなことが必要になるかと思えます。それにつきましては、ここにあります両方の事業が適用になります。その中で有利なほうを使う、または緊急性を加味して、特にこの国の補助金の対象にならないような部分については、県の単独事業において、きめ細かく対応ができるように支援をしていくといった事業となっております。

重清委員

国の補助以外になってくる。やるというんだつたら、この基準は何ですか。町が言うてきたら全部やってくれるんか、何でやるのかというのがわからんのやけど。

阿部次世代プロジェクト推進室長

国におきましては、1か所の事業箇所が0.1ヘクタール以上というようなものがあつたり、木材の搬出をすとか、いろんな条件が出てくるわけなんですけれども、例えば今回の道路沿線等の樹木の伐採でありますと、面積要件に適用ならないような場所もあつたりします。そういうところをきめ細かくというのが1点でございます。

重清委員

その基準は何で。国はそうやって基準はある。県は何を基準に出しておるのかというのが分からん。

阿部次世代プロジェクト推進室長

今回、特に被害を受けたということで、雪害であったり、先ほどありました台風害である。そのあたりが面積的に0.1ヘクタールというような条件であったり、そういうものを加味しながら進めていきたいと考えております。

重清委員

1,500万円か、今回の補正で組んでおるのは。国補が採択されないものに限って被害木等の伐採、搬出、運搬経費を出すんやろ。

それは個人なり、市町村にどういうふうにしたら出してくれるのか。その基準はないんですかという話です。

阿部次世代プロジェクト推進室長

今回、被害木とか搬出等を入れておりますので、現在のところ、県におきましては1ヘクタール当たりの被害木を除去して出していくということで、搬出量当たりを現在考えております。ヘクタール当たり5立方程度は出していくことを考えております。

喜多委員長

小休します。（14時23分）

喜多委員長

再開します。（14時24分）

重清委員

しっかりと対応していただくように要望して終わります。

小谷農林水産部長

雪害をはじめとして、風水害等、山腹の崩壊とか樹木が倒れるというところで、先ほどもお答えをさせていただきましたが、山腹が崩壊して木もろとも下へ流れていくものについては、特に周辺の公共施設とか民家等の急ぐものについては災害関連の緊急治山ということで、1年以内にとにかく早く直していく。これは最優先でやれる国の制度でございます。どうしても次の優先順位になるものについては、翌年度の治山事業の中でしっかり山腹崩壊等に対応していくということにしております。

ただ、山腹崩壊までは伴いませんけれども、樹木自身を伐採をしていく、今回の大雪の

対策の部分が多くなっておりませんが、これについても国補の制度があるわけです。その中で面積とか規模によって国の補助採択に乗らないものがありますので、そこは県単独で、しかも先議で今回お願いして、きめ細やかな対応ができるように、また実情を詳しく調べた上で対応してまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

岡本副委員長

勝浦のみかんのことで、まさかこの委員会がこういうことになるとは全然思っていなかったんですが、森本委員をはじめ皆さんに大変御心配をいただいております。今、どのみかん農家に行ってもこの話ばかりなんです。

私も最初こう言われた。あれ弱ったなあ。弱ったなあって、まあ確かにそうなんです。

僕も本会議で質問をして、輸出をせないかんということに対して、いい答弁もいただいて、フランスへ向けてみんなに頑張ってもらっていて、ありがたいなあと思ってるんですが、森本委員がおっしゃるように、1日で記事が思い切り変わったもので、正直、説明に苦慮しています。

みかんは、4年に1回、我々の選挙のときに思い切り値段が高いんです。なぜか不思議なんですけど、今年も高いんです。

今回の生産者の方は、勝浦でも一番真面目にみかんをつくって、一番よくやっている人なんです。何でって話になるんです。ちなみに、うちもやっているんですが、昔だったらみかんは、ちょっと白い消毒が付いとるぐらいが一番おいしいんです。要は転がしたらおいしくない。うちの嫁さんがやっている「売れっ娘部会」というのがあって、手選別しています。勝浦で二十五、六人で女の人ばかりがやっているんですが、8,000個という単位の中でうちは3,000個出す。今回の生産者の方も、かなり出していただく人なんです。

みんなこの頃不思議がっておるんです。僕も最近聞きよって、僕は余りせんのやけど、みかんといったらスプラサイドって昔から頭に入っています。それを使ったけんいかんのかなあというのと、違う農薬だったらいけたのについていうのと、もう一つは、スプラサイドは9月には使わないんです。ところが今回は9月に使っているから、時期と消毒のスプラサイドがいかんのか、その辺ちょっと整理してくれんだろうか。

要は、農薬を変えてくれとったらよかったというのがある。さっきの答弁はそうなんです。9月に使わない農薬だけど真面目な人だから、どないかいいものを出さなきゃいかんというので9月にしたということになっとなやけど、9月じゃなくて8月ぐらいまでにスプラサイドを使い終わっていたらこういうことにならんのか。

この二つ、難しいですか。難しかったらいいんやけど。

窪安全安心農業室長

薬剤と時期の関係について御質問をいただきました。

副委員長おっしゃるとおり、通常6月とか7月に防除に使う場合に用いる剤でございます。その時分に散布したみかんがございましたので、この分析を昨年しております。その

ときにEUの基準と同程度、ですから0.0何ppmというわずかなものが検出されました。その年の気候とかによって残る可能性があるのかなということで、今年は輸出に際してこの剤をやめておこうと。0.02ppmがEUの基準で、昨年分析しますと、ほぼその同程度の検出がされたので、今年の夏はこの剤を使うのをやめておこうというふうに生産者、農協とお話しておいたところでございます。

岡本副委員長

要はスプラサイドがいかなのやね。

急にこれを変えろって言ったって農家は難しいんです。それともう一つは、森本委員がおっしゃるように、これは新聞に載せてほしいんですけど、国内基準が5ppmで出るのが0.3ppmだから断トツに低いんですけど、たまたまEUが0.02ppmだったって、そこまでみんな新聞読んでないから何でっていう話で、ほんまに困っとるんです。

要するに、EUに行く場合はスプラサイドがいかと。

これはもう答弁はいいけど。ただ、うちは貯蔵みかんになっとるから、貯蔵する過程とEUに出すんのがちょっと違うんかなと思うんです。全く違うものを使わないかんのがEUなのかな。

0.3ppmだったら十分いけるんで、そうでないとひよっとしたら貯蔵みかんが持たんのかもわからないと、これは僕、専門でないからよく分からんけど、そんな気もするので、その辺もちゃんと調べてください。

地元を歩いていたらそればかり言われて、森本委員や皆さんに心配いただいているように、徳島新聞を読んでおる人だけなんです。東京は関係ないです。何かちょっと要るんです、いけるというのが。もうあの見出しだけ見て、決して普通に見たらいかんことはないんですけど、何か妙なことになっとるんです。

何とは言わんけど、何らかで払拭していく方法、農協とかあるだろうから、ちょっと何か考えておいてください。

小谷農林水産部長

今回、EU向けのみかんにつきまして、EUの基準に照らしますと厳し過ぎるかもわかりませんが、EUの基準に対して若干オーバーしてしまったところがあります。

県内の生産農家の方は御努力もしっかりやられておられます。県内の消費者の方々に向けて、国内の基準に照らせば、安全だといったことについて、何か工夫してPRができないかということについては、少し時間をいただいて、すぐにできる対応について、今後検討してまいりたいと考えております。

喜多委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で農林水産部関係の調査を終わります。
これをもって、経済委員会を閉会いたします。（14時33分）